

令和元年度南大東村植物コンテナ整備事業 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和元年度南大東村植物コンテナ整備事業

2 委託業務期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

3 事業目的

本村では生活物資の大半を船舶に頼らざるを得ず、運搬に長時間を要することから、特に葉野菜等は鮮度管理が難しく、市場規模が小さいこともあって、本島に比べて品揃えが少ない。また、台風等気象状況の影響を大きく受け、生鮮野菜等の長期欠品、価格急騰など、日常生活に影響を与える場合も少なくない。

このようなことから、気象の影響をほとんど受けない小型の水耕型植物コンテナを設置し、島民へ新鮮な葉野菜の安定供給、選択肢を広げることで、基礎的生活条件の向上を図る。

4 予算額

本事業に係る予算のうち、委託費総額は、48,000千円以内（消費税込み）とする。

この範囲内で、効率的かつ効果的な計画をすること。

5 委託業務及び補助金の内容

本事業は植物コンテナの整備については、村が補助金を用いて行い、島民の生活環境の現状調査や満足度調査、離島に応じた運営手法など、本村住民の需要に対応するとともに鮮度・品質に優れた葉野菜の栽培・販売システム構築に取り組むことで、不利な生活環境の改善とともに雇用の場を確保する。

(以下において、植物コンテナについては、施設と表記する。)

<検証内容>

- ①島民の生活環境の現状調査
- ②島民の生活環境改善への満足度調査
- ③島に応じた運営手法の検証
- ④他の離島への横展開の検証
- ⑤ICTを活用した生産技術への貢献
- ⑥コンテナ内データの収集・集積

<企画提案書必須項目>

- (1) 植物工場等の事業実績概要
- (2) 40 フィートコンテナ又は同規模のコンテナおよび前室(20 フィートコンテナ又は同等規模コンテナ)を用いた施設の簡易図面

- (3) 基礎工事とコンテナの強度等が分かる仕様書や簡易図面
- (4) 責任者及び担当者（工事者含む）が、正副6名以上であることがわかる体制図（責任者及び担当者の資格または業務従事年数を併記のこと）
- (5) 栽培できる野菜の種類、栽培日数、収穫量、種子単価、卸価格、栽培環境（棚の必要間隔、専用のLEDや液肥の必要性など）の一覧表
- (6) 代表的な品種におけるランニングコストの試算表
- (7) 令和元年度内に施設の設置、研修（2ヵ月間）、販売のスケジュール
- (8) 研修内容、方法、期間について
- (9) アフターフォローの体制図（事業期間終了後の費用も提示すること）
- (10) 検証委員会の委員案
- (11) 収集するデータとその後の活用方法について

<審査の視点>

(1) 業務の実施体制において

委託業務を適切かつ迅速に執行できる組織体制として、

ア 本委託業務に従事する正副6名以上の担当者の割り当てや統制など、十分な遂行体制がとられていること。

イ 担当者が本業務委託の内容を的確に実施できる能力を有していること。

(2) 施設の設置計画において

ア 施設は台風等災害に耐えうる仕様となっていること。特に本村においては、旧空港跡地の滑走路を設置予定地としており、風当たりが強い為、暴風に耐えうる仕様となっていること。

イ 台風等災害による停電対策として発電機等の予備電源装置を完備しておくなど、システム循環や空調停止に伴う作物劣化の防止、施設の安定運営が確保される仕様となっていること。

ウ 令和元年度中に施設の設置及び2ヵ月間の研修実施にあたり、コンテナ等資材の輸送・設置工事や実地研修等のスケジュールが適切であること。

(3) 施設の管理・運営において

ア 施設作業員に対し、作業マニュアル、施設・機材メンテナンス、衛生管理等の課程による研修を実施することで、施設における管理・運営ノウハウの習得が図られる提案となっていること。

イ 県と村及び島の農業生産法人等が連携し、島の需要に応じた施設の管理・運営、栽培技術の構築などに取り組むとともに、島内小売店での販売や学校給食での提供を行うなど、本事業が将来に渡って継続することができる提案となっていること。

ウ 施設の再構築費を考慮した、継続的な運営が図られる収支計画の提案となっていること。（実績に基づく提案か、概算によるものか明記すること）

6 実施方法

本業務の実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて行うこととする。

- (1) 本業務委託の目的を十分に理解し、南大東村産業課と調整の上、業務を遂行すること。
- (2) 業務内容の追加等については、事前に南大東村産業課と調整を行うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、南大東村との十分な調整を行い、円滑且つ適切な運営を行うこと。
- (4) その他、本事業の事業効果が十分発現するよう必要な措置を講ずること。

7 成果物の作成

- (1) 業務の実施状況、調査結果、離島における効果的な運営方法の指針及び広報の内容等を報告書にまとめるものとする。
- (2) 報告書は、A 4 版（100 部）と電子データ（CD-ROM）とする。
- (3) 成果物の案ができた段階で、南大東村産業課と調整を行うこととする。
- (4) 報告書は、他の離島への展開も想定した資料として配布等を行うので、イラストやイメージ図等を使用し、分かりやすい内容とすること。

(5) 成果物の提出

ア 報告書（A 4 100 部）及び電子データ（CD-ROM）

イ 提出場所

南大東村役場産業課 川満廣司

〒901-3804 沖縄県島尻郡南大東村字南 1 4 4 番地 1

T E L : 09802-2037- F A X : 09802-2-2669

E - m a i l : h-kawamitu@vill.minamidaito.okinawa.jp

8 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

9 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、南大東村産業課との協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書記載の業務内容については変更することがある。